

# 中小企業のための 法務講座

## 香港における企業買収 (M&A) ②

「A社は、保険、消費者金融、クレジットカードなどを手掛けるA社があつたとします。同じく保険ビジネスに進出したA社があり、A社は、

本合意書と了解覚書を結びます。相手方とのM・Aに興味はあるけれど、具体的な契約にはまだ至らない段階です。話し合いの結果(通常4カ月から半年)、条件が折り合わない場合には、

に、対象企業および、その所有する不動産やビジネスについて、徹底的に調査を行わせ、レポートを作成せます。

の  
人  
を  
さ  
く  
に  
間  
中  
に  
、  
突  
然  
景  
気  
が  
悪  
く  
な  
る  
な  
ど  
、  
両  
社  
を  
と  
り  
ま  
く  
環  
た  
境  
が  
変  
わ  
る  
こ  
と  
が  
多  
く  
あ  
り  
ま  
す  
。  
そ  
の  
よ  
う  
な  
場  
合  
に  
は  
、  
契  
約  
を  
無  
効  
と  
し  
た  
い  
買  
ワ  
主  
が  
、  
こ  
の  
デ  
ィ  
ス  
ク  
ロ  
ー  
ネ

7年近くこの香港ポストコラムを執筆してきましたが、いつたん、今回で終となることになります。皆様がより法律のパーソンを使い、香港でのビジネスを益々発展させること

## 1. 香港のM&Aについて ての法律

1. 香港のM&Aについて  
香港では、おおむね会社は「公開会社」と「私会社」に分けられます。香港の会社法において、私会社の定義のみがされていることから、私会社以外を公開会社としています。

上場会社以外の会社のM&Aについては法律の定めがありません。つまり、売主と買主の両会社ともが上場会社でない場合には、何の規制も受けることなくM&Aを行うことができるのです。

この論稿ではふれません、

そして、M&Aについて  
は、公開会社のうちの上場  
会社については、上場ルー  
ル (Listing Rules) で  
定められていますが（上  
場ルールは複雑すぎるるので  
2. M&Aのターゲット  
M&Aのターゲットとな  
るのは、①会社そのもの、  
②会社のビジネス、③会社  
の資産、です。例えば、保

3. Σ & A の流れおよび  
必要書類

① 基本合意書 (Letter of  
Intent) / 了解覚書 (ΣCC  
C)

詰む段階で、あら其

期間、売り手が他の買い手との連絡を禁止されること多くあります。

③デューデリジエンス質問とレポート

買主は、弁護士や会計士

や会社の対象資産やそれに  
関連する書類を買主に手渡  
すことによってM&Aは終  
了します。

辯護士  
AN  
弁護士  
米系  
法律  
港大  
在香  
トロ  
www  
info@

筆者紹介

**ANDY CHENG**  
弁護士 アンディ チェン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向  
法律相談・契約書作成得意としている。  
港大学法律学科卒業 慶應義塾大学へ留学  
在香港日本国総領事館勤務の経験もあり  
トロ相談員も務めていた。日本語堪能  
[www.andysolicitor.com](http://www.andysolicitor.com)  
[info@andysolicitor.com](mailto:info@andysolicitor.com)